

# 新たな偏在是正措置に関する基本的考え方

## 検討の視点

- 今後とも、地方分権、地方創生を推進していくためには、地方税の充実確保を図ることが重要。
- 一方で、地方税の充実確保を図る場合には、それに伴う財政力格差拡大が、さらなる地方税の充実確保の阻害要因とならないよう、偏在性が小さい地方税体系の構築を検討していく必要。
- 地方税の充実確保と偏在性が小さい地方税体系の構築は、いわば車の両輪。

## 考え方

地方税収が全体として増加する中で、地域間の財政力格差が拡大していることを踏まえ、偏在性が小さい地方税体系の構築を図る観点から、新たな偏在是正措置を講じる必要がある。

地方法人課税の一部を譲与税化又は交付税原資化する場合、地方税の充実確保の要請との調和を図る観点が重要であり、今般の新たな措置を講じるに当たっては、地方税体系における補完的な位置付けとなることを踏まえる必要があるのではないか。

## 検討の視点

(第4回に提出した「経済社会構造の変化等」に関する資料より)

- 産業構造のサービス産業化など、経済社会構造の変化や、都市部に大法人の本店等が集中していることなどを背景として、都市部には企業の事業活動の実態以上に税収が集中。
- この傾向は、インターネット取引等の進展により、今後、益々加速の見込み。
- また、持株会社化や子会社化の進展、フランチャイズチェーンの拡大をはじめとした企業の組織形態の多様化が、税源の偏在に影響。

## 考え方

**経済社会構造の変化等を踏まえれば、税源の偏在を是正する新たな措置を考える上で、地域における経済活動等に関する統計情報も参考となるのではないか。**

### 検討の視点

(第1回から第5回までに提出した「地方税財政の現状等」に関する資料より)

- 地方税収が全体として増加する中で、地域間の財政力格差が拡大
  - － 交付団体：赤字地方債である臨時財政対策債の残高が累増
  - － 不交付団体：財源超過額、基金残高が増加
- 各種財政指標で見ても、同様の傾向。
- 地方交付税の財源調整機能は不交付団体に及ばないため、地方税、地方譲与税及び地方交付税を適切に組み合わせ、全体として均衡のとれた地方税財政制度とすることが重要。

### 考え方

**新たな偏在是正措置については、交付団体と不交付団体の均衡に留意し、実効性あるものとしていく必要がある。その際には、偏在是正措置により直接的な影響を受ける不交付団体の財政状況を踏まえて検討する必要があるのではないか。**